

別 紙

答申第36号

答 申

## 第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった行政文書を、次の部分を除き、開示すべきである。

平成8年度第5回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成8年度第6回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成8年度第7-(2)回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成8年度第7-(3)回県立学校整備推進委員会議事録の学校名及び入試倍率

平成8年度第8回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成9年度第5回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成9年度第6回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成9年度第3回県立高等学校組織編制部会議事録の学校名

平成9年度第4回県立高等学校組織編制部会議事録の学校名

平成10年度第5回県立学校整備推進委員会議事録2ページから4ページまでの学校名

平成10年度第6回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成10年度第5回県立学校整備推進委員会資料「定時制・通信制課程の整備について」の「 具体の整備方法(案)」の「(3) その他」の本文2行目10文字目から19文字目まで

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、平成11年12月9日に、「県立高校将来構想検討素案を作成するにあたっての議論の内容(議事録等)及び11月に各地で行われた素案の説明会の議事録及び説明の総括、若しくは知事への報告書」について、開示の請求(以

下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの(以下「本件行政文書」という。)を特定した。

- (1) 平成8年度第1回県立学校整備推進委員会議事録及び資料
- (2) 平成8年度第5回県立学校整備推進委員会議事録及び資料
- (3) 平成8年度第6回県立学校整備推進委員会議事録及び資料
- (4) 平成8年度第7-(2)回県立学校整備推進委員会議事録及び資料
- (5) 平成8年度第7-(3)回県立学校整備推進委員会議事録
- (6) 平成8年度第8回県立学校整備推進委員会議事録及び資料
- (7) 平成9年度第5回県立学校整備推進委員会議事録及び資料
- (8) 平成9年度第6回県立学校整備推進委員会議事録
- (9) 平成9年度第1回県立高等学校組織編制部会議事録及び資料
- (10) 平成9年度第3回県立高等学校組織編制部会議事録及び資料
- (11) 平成9年度第4回県立高等学校組織編制部会議事録
- (12) 平成10年度第1回県立学校整備推進委員会議事録及び資料
- (13) 平成10年度第2回県立学校整備推進委員会議事録
- (14) 平成10年度第4回県立学校整備推進委員会議事録及び資料
- (15) 平成10年度第5回県立学校整備推進委員会議事録及び資料
- (16) 平成10年度第6回県立学校整備推進委員会議事録及び資料
- (17) 公立高等学校の学級数の見通しについて
- (18) 県立高校将来構想(案)策定スケジュール
- (19) 全日制公立高校 再編整備計画(平成10年~20年度)(案)
- (20) 県立高校 校種ごとの今後の基本方針等(全日制78校及び分校4校)
- (21) 全日制公立高校 再編整備に関する基本的な考え方
- (22) 生徒数の減少に対応した学校の在り方について(起案文書)
- (23) 生徒減少に対応した学校のあり方に関する説明会について(起案文書),  
同会議録及び資料
- (24) 臨時公立高等学校長及び教育事務所長会議の開催について(起案文書),  
同会議録及び資料
- (25) 県立高校将来構想検討素案について(起案文書)

- (26) 県立高校将来構想検討素案説明会等復命書
- (27) 男女共学化についてのアンケート実施について（起案文書）
- (28) 「県立高校の男女共学化についてのアンケート」集計結果

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち、(13)、(17)、(18)、(22)から(26)まで及び(28)を開示し、その他の行政文書については、一部を除いて開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成11年12月24日、開示しない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

イ 条例第8条第5号（平成13年4月1日以降の第8条第1項第6号。以下同じ。）に該当する。

「県の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部における審議、検討等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められ、また、最終的な意思決定までの一段階にある情報であり、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるため。」

ロ 条例第8条第6号（平成13年4月1日以降の第8条第1項第7号。以下同じ。）に該当する。

「県の機関が行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなり、又は、これからの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。」

3 異議申立人は、平成12年1月20日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 その後、実施機関は、本件行政文書以外に、本件開示請求に対応する次の(29)から(41)までの行政文書（以下「本件行政文書」という。）の存在を新たに認識したため、本件処分を変更し、本件行政文書を本件開示請求の対象行政文書として追加し、前記2のイ及びロを理由として、本件行政文書のうち、(36)を開示し、その他の行政文書については、一部を除いて開示する部

分開示変更決定（以下「本件処分」という。）を行い，平成12年2月21日，異議申立人に通知した。

- (29) 平成8年度第6回県立学校整備推進委員会資料
- (30) 平成8年度第7-(2)回県立学校整備推進委員会資料
- (31) 平成8年度第7-(3)回県立学校整備推進委員会資料
- (32) 平成9年度第5回県立学校整備推進委員会資料
- (33) 平成9年度第1回県立高等学校組織編制部会資料
- (34) 平成9年度第3回県立高等学校組織編制部会資料
- (35) 平成10年度第1回県立学校整備推進委員会資料
- (36) 平成10年度第2回県立学校整備推進委員会資料
- (37) 平成10年度第4回県立学校整備推進委員会資料
- (38) 平成10年度第5回県立学校整備推進委員会資料
- (39) 平成8年度第1回県立高等学校組織編制部会議事録及び資料
- (40) 平成9年度第6回県立高等学校組織編制部会議事録及び資料
- (41) 県立高校の整備方針検討会議事録及び資料

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，本件処分 の取消しを求めるというものである（なお，異議申立人は，本件処分 に対して異議申立てを行ったものであるが，その後実施機関が本件処分 を行い，本件処分 を変更したことから，当審査会においては，本件処分 により変更された本件処分 が審議の対象となる。）。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び審査会における意見陳述で主張している異議申立ての内容を総合すると，おおむね次のとおりである（なお，異議申立人は，実施機関が条例第8条第6号に該当するとして開示しないこととした情報については，審査会における意見陳述の中で争わない旨の意思表示を行った。）。

ア 非開示とされた具体的な高校名及び将来の計画を公開することにより，意思形成に支障が生ずるとは認められず，条例第8条第5号の非開示事由には該当しない。

イ 県立高校将来構想は，広く県民に周知して意見を募り，県民の間で幅広い議論をした上で決定していくべきものである。そのためには，実施機関からの積極的な情報提供が欠かせないものであり，提供される情報が偏ったものであれば，県民はその偏った情報からのみ議論し，判断せざるを得なくなる。

ウ 非開示とされた文書は，確かに意思形成段階のものであるが，そのことを明確にした上で開示されるならば，県立高校の将来に関する県民の認識が深まり，県民全体を巻き込んだ，より活発な議論が巻き起こることが期待できる。この活発な議論は，無用な混乱ではなく，本来必要不可欠なものであるはずである。

エ 今回の県立高校将来構想が決定されるまでの議論が不十分であれば，その後，県立高校将来構想に基づき，具体的に個々の高校の再編を進めていくに当たり，議論の蒸し返しが起こり，高校再編の障害になることが予想される。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると，おおむね次のとおりである。

##### 1 県立高校将来構想について

県立高校将来構想は，生徒減少期における本県高校教育の一層の充実を目指し，高校教育改革の方向性と整備・改編の方針を示すものとして，実施機関において策定を進めているものである。

この県立高校将来構想の策定に当たっては，そのたたき台として，県立高校将来構想検討素案を平成11年10月に公表している。その後，県内各地でのPTA，市町村関係者若しくは一般県民を対象とした説明会又は葉書，Eメール等により，広く県民の意見を求め，こうして寄せられた意見について，宮城県県立高校将来構想有識者会議において，専門的見地から検討いただいたものである。

上記のような手続を経て，平成12年10月には，県立高校将来構想（中間案）を公表している。この中間案では，前期5年分（平成13年度から平成17年度まで）の高校再編計画を示している。現在，再編対象校の関係者，関係市町村等に対する説明会を開催しているところであり，これらの意見も踏まえ，平成13

年3月末までに県立高校将来構想を取りまとめて、公表する予定である。

## 2 条例第8条第5号に該当することについて

本件行政文書 及び本件行政文書（以下「本件行政文書」という。）に記録されている「再編検討校名」、「再編時期」及び「再編等の具体的内容」に係る情報については、実施機関として総合的に検討したものではなく、まして、再編対象校の選定基準確立後のものでもない最終的な意思決定までの一段階にある未成熟な情報であり、こうした未成熟な情報を公開することは、次のとおり県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くものである。

- ア 不確定な内容を元に県民議論を巻き起こすことは、県立高校の適正な在り方の方向性を誤らせるおそれがあり、有益な民意形成をかえって阻害する。
- イ 再編検討校として名前が上がっているというだけで、学校のイメージ低下を招いたり、将来の学校存続に対する懸念を生じさせたりして、中学校卒業予定者、在校生、保護者、地域住民等の県民に無用の誤解や混乱を与える。
- ウ 再編検討校として名前が上がっていることにより、本来再編の必要のない学校が、風評被害により入学希望者が減少し、再編を余儀なくされる等、学校の命運を左右する危険性があり、全県的な高校配置バランスが崩れる。
- エ 後期計画の再編対象校については、今後、職業教育のあり方及び定時制・通信制高校の配置の方向性等を全県的に検討した上で選定するものであり、不確定な具体校名が公開されることにより、後期計画の策定が困難になる。

また、本件行政文書に記録されている「個別校ごとの学級数の推移予測」に係る情報については、不確定な個別校ごとの学級数の推移予測を開示することにより、学級減の実施が学校の再編に直結するのではないかとの憶測を呼び、学校関係者に動揺が広がり、教育活動に支障が生じるものである。

以上のことから、本件行政文書の「再編検討校名」、「再編時期」、「再編等の具体的内容」及び「個別校ごとの学級数の推移予測」に係る情報については、「公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるもの」であることから、条例第8条第5号に規定する「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形

成に支障が生ずると明らかに認められる」との非開示事由に該当するものである。

### 3 条例第8条第6号に該当することについて

実施機関においては、高等学校入学者選抜に当たり、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価することとしており、学力検査のみならず、調査書、面接等によって総合的に審査する入学者選抜方針を定めている。

本件行政文書に記録されている「個別校の入学者選抜試験の合格点」については、公開することにより、各高校が合格点によって無用にランク付けされ、特色ある学校づくりに努力している高校であっても、不当に低い評価を受けるなど、多くの県民が高校を学力という一つの見方だけで評価するおそれがあり、実施機関の入試改革の柱の一つである「選抜尺度の多元化」を進める上で支障を来すことになりかねないものである。

以上のことから、本件行政文書の「個別校の入学者選抜試験の合格点」については、「公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれからの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」であり、条例第8条第6号に該当するものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 審議の対象について

当審査会の審議の対象は、本件処分 により変更された本件処分 （以下「本件処分」という。）であるが、条例第8条第6号に該当するとして開示しないこととされた部分については、異議申立人が当審査会における意見陳述の中で争わない旨の意思表示をしていることから、当審査会は、条例第8条第5号に該当するとして開示しないこととされた部分（以下「本件非開示情報」という。）についてのみ判断する。

## 3 本件行政文書の内容等について

### (1) 県立高校将来構想について

県立高校将来構想は、宮城県における高校教育の一層の充実を目指し、生徒の興味・関心、進路意識等の多様化、今後の生徒数減少、地域社会との連携、さらには男女共同参画社会に向けた取組等、時代の要請に対応した高校教育改革の方向性及び高校の整備・改編の方針を示すものであり、平成13年3月、実施機関により公表されている。

### (2) 県立高校将来構想検討素案について

県立高校将来構想検討素案は、県立高校将来構想を策定する過程において、県立高校将来構想策定のためのたたき台として、県立学校整備推進委員会（以下「整備推進委員会」という。）及び県立高等学校組織編制部会（以下「組織編制部会」という。）における、県立高校の学科改編、学級減及び学校再編、男女共学化等についての協議・検討の内容等を踏まえ、実施機関が取りまとめたものであり、平成11年10月に公表されている。

### (3) 整備推進委員会及び組織編制部会について

整備推進委員会は、中学校卒業者の減少期を迎え、これに適切に対応する方策や時代の要請に適合した学科の編制等、県立学校の整備について検討・協議するため、県立学校整備推進委員会設置要綱（以下「要綱」という。）により実施機関内に設置されたものである（平成11年3月31日廃止）。

整備推進委員会は、県立高等学校の組織編制に関すること及び 特殊教育諸学校の組織編制に関することについて協議・検討し、その成果を教育長に報



告することとされている。その委員については、要綱において「委員長，副委員長及び委員をもって組織する」とされており，具体的には，教育次長，総務課長，財務課長，学務課長，指導課長及び教育企画専門監で構成されている。また，組織編制部会は，整備推進委員会内に置かれた部会であり，その委員については，要綱の定めにより，総務課長，教育企画専門監及び教育庁関係各課の課長補佐，主任管理主事，主任指導主事及び係長等で構成されている。

#### (4) 本件行政文書の内容について

本件行政文書は，県立高校将来構想を策定するに当たり，その内容を協議・検討するために実施機関が開催した平成8年度，平成9年度及び平成10年度の整備推進委員会の議事録及び資料，平成8年度及び平成9年度の組織編制部会の議事録及び資料，「生徒数の減少に対応した学校のあり方に関する説明会」の開催起案文書，会議録及び資料，「臨時公立高等学校長及び教育事務所長会議」の開催起案文書，会議録及び資料，「県立高校の整備方針検討会」の議事録及び資料等のほか，実施機関内部において作成された検討資料等である。

なお，本件非開示情報は，「再編検討校名」，「再編時期」及び「再編等の具体的内容」に係る情報並びに「個別校ごとの学級数の推移予測」に係る情報である。

#### 4 条例第8条第5号の該当性について

条例第8条第5号は，「県又は国等（国又は地方公共団体その他の公共団体をいう。以下同じ。）の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議，検討，調査，研究等に関する情報であって，公開することにより，当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き，実施機関は，行政文書の開示をしなければならないと規定している。

この趣旨は，県又は国等の最終的な意思は，機関内部での調査，研究，企画，調整，検討又は関係機関との審議，協議等を繰り返しながら形成されるのが一

般的であり，このような最終的な意思決定に至る過程における情報の中には，公開することにより，県民に無用の誤解を与え，又は無用の混乱を招くなど，当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるものがあり，このような場合には，行政文書の開示をしないこととしたものである。

- (1) まず，本件行政文書が「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議，検討，調査，研究等に関する情報」に該当するかどうかについて検討する。

本件行政文書は，県立高校将来構想の策定事務に係る意思形成過程において，実施機関が，県立高校の学科改編，学級減及び学校再編，男女共学化等について協議・検討した内容が記録されたものであり，当該事務の最終的な意思決定までの実施機関内部における検討に関する情報である。

したがって，本件行政文書は，「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議，検討，調査，研究等に関する情報」に該当すると認められる。

- (2) 次に，本件行政文書が「公開することにより，当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」に該当するかどうかについて検討する。

イ 実施機関は，本件行政文書に記録されている「再編検討校名」，「再編時期」及び「再編等の具体的内容」に係る情報については，実施機関として総合的に検討したものではなく，まして，再編対象校の選定基準確立後のものでもない最終的な意思決定までの一段階にある未成熟な情報であり，公開することにより，県民に無用の誤解を与え，又は無用の混乱を招くと主張しているため，この点について検討する。

本件行政文書は，県立高校将来構想検討素案を策定するに当たり，平成8年

4月から平成11年11月までに実施機関が作成した会議録及び資料，内部検討資料等であるが，整備推進委員会及び組織編制部会の議事録における各委員の発言内容等から判断すると，本件行政文書が作成された時点においては，実施機関としての再編等の方向性はいまだ未成熟な段階であったものと推測されることから，「再編検討校名」，「再編時期」及び「再編等の具体的内容」に係る情報を公開することにより，県民に無用の誤解を与え，又は無用の混乱を招くおそれがあるとする実施機関の主張も首肯できないものではない。

しかしながら，本件処分がなされた平成11年12月及び平成12年2月の時点においては，県立高校将来構想検討素案が既に公表されており，その後公表された県立高校将来構想（中間案）及び県立高校将来構想が，県立高校将来構想検討素案と内容においてそれほど差異がないことから判断しても，本件処分がなされた時点においては，かなりの程度で実施機関としての再編等の方向性が収束していたことが窺えるものである。とりわけ，県立高校将来構想が，県民の意見を十分に聴取した上で策定されるべき性格のものであることに鑑みると，当該時点においては，そのたたき台である県立高校将来構想検討素案の策定過程を県民に対して明らかにする必要があるものというべきであり，本件非開示情報の「再編検討校名」，「再編時期」及び「再編等の具体的内容」に係る情報を公開することにより，多少とも誤解や混乱が生じ得るとしても，前記意思形成過程への県民参加の要請からすると，これらが無用なものと断じることができない。

なお，実施機関は，本件行政文書に記録されている「再編検討校名」，「再編時期」及び「再編等の具体的内容」に係る情報が一人歩きし，あたかもその内容どおりに再編等が実施されるとの誤解や混乱を招くことを危惧している。たしかに，意思形成過程における情報については，あたかもそれが確定した内容であるかのような誤解や混乱を生じることがあり得ることは，当審査会としても一般論としては否定しないが，本件においては，開示の際に，本件行政文書に記録されている内容が実施機関として総合的に検討したものではなく，未成熟な検討段階のものである旨を説明し，あるいは，その旨を注記して開示する等の工夫により，実施機関が危惧する誤解や混乱は回避できるものとする。

ロ 他方、本件非開示情報のうち、整備推進委員会及び組織編制部会の議事録（以下「本件議事録」という。）に記録されている委員の発言要旨については、本件議事録を精査すると、これら会議が実施機関内部のものであることから、各委員が、再編検討校とすべき学校名、統廃合等における組合せ及びその手法等について、自由な立場から率直に発言しているものが多く認められる。

このような見地から判断すると、本件議事録に記録されている本件非開示情報のうち、次の部分が公開された場合、当該学校の再編等に反対する第三者等から委員個人に対して非難、中傷、過度の批判がなされたであろうことが予想されたものというべきであり、かかる事態に陥れば、県立高校将来構想検討素案公表後であっても、実施機関内部における県立高校将来構想策定のための同種の会議において、自己の意見の表明を控えたり、表面的な議論に終始するなどして十分な審議・検討が行われなくなるおそれがあり、県立高校将来構想の意思形成に支障が生じたものと認められる。

平成 8 年度第 5 回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成 8 年度第 6 回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成 8 年度第 7 - (2) 回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成 8 年度第 7 - (3) 回県立学校整備推進委員会議事録の学校名及び入試倍率

平成 8 年度第 8 回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成 9 年度第 5 回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成 9 年度第 6 回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

平成 9 年度第 3 回県立高等学校組織編制部会議事録の学校名

平成 9 年度第 4 回県立高等学校組織編制部会議事録の学校名

平成10年度第 5 回県立学校整備推進委員会議事録 2 ページから 4 ページまでの学校名

平成10年度第 6 回県立学校整備推進委員会議事録の学校名

八 また、平成10年度第 5 回県立学校整備推進委員会資料「定時制・通信制課程の整備について」の「 具体の整備方法（案）」の「(3) その他」本文 2

行目10文字目から19文字目までの部分については、宮城県が設置者ではない市立の高等学校の再編等に係る実施機関内部の方針であり、とりわけ、当該設置者へ要請する内容が記録されていることから、当該設置者との調整・協議が行われないままに公開されることにより、当該設置者との調整・協議が困難となり、県立高校将来構想の意思形成に支障が生じたものと認められる。

したがって、本件非開示情報の「再編検討校名」、「再編時期」及び「再編等の具体的内容」に係る情報のうち、口の から までの部分及び八の平成10年度第5回県立学校整備推進委員会資料「定時制・通信制課程の整備について」の「具体の整備方法(案)」の「(3) その他」本文2行目10文字目から19文字目までの部分については、条例第8条第5号に該当すると認められるが、その余の情報については、同号に該当するとは認められない。

二 また、実施機関は、本件行政文書に記録されている「個別校ごとの学級数の推移予測」に係る情報については、不確定な個別校ごとの学級数の推移予測を開示することにより、学級減の実施が学校の再編に直結するのではないかとの憶測を呼ぶことから、学校関係者に動揺が広がり、教育活動に支障が生じるとも主張しているため、この点について検討する。

実施機関においては、県立高校将来構想検討素案の参考資料により、「平成20年の全日制公立高校別学級数に関する試算」として個別校ごとの平成20年度における予想学級数を公表している。これらの予測学級数は、平成10年度の学級数に平成20年度の中学校卒業見込者指数を一律に乗じて算出されたものであるが、当該試算によると、全日制公立高校88校中67校の平成20年度における予測学級数が6.0未満であることが認められるものである。

県立高校将来構想検討素案では、「各圏域においては再編等を行い、1学年6学級規模程度の学校としていきますが、圏域の事情により、1学年6学級未満の学校もそれぞれ魅力ある学校として存続するよう適正配置に努めます。」として学級減及び学校再編の基本的な対応方針を公表しているものである。

上記のとおり、本件処分の時点においては、県立高校将来構想検討素案によ

り学級減及び学校再編の基本的な対応方針と併せて個別校ごとの平成20年度における予測学級数が既に公表されていることに鑑みると、平成20年度までの個別校ごとの学級数の推移予測を公開することにより、誤解や混乱が生じるとは認められないものというべきであり、当該情報を公開することにより、学級減の実施が学校の再編に直結するのではないかとの憶測を呼ぶとする実施機関の主張は、採用することができない。

したがって、本件非開示情報の「個別校ごとの学級数の推移予測」に係る情報については、開示することによって、当該事務事業及び将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じるとは認められないから、条例第8条第5号に該当するとは認められない。

## 5 結論

以上のとおり、実施機関が、本件非開示情報のうち、前記4のロ及びハの情報について、条例第8条第5号に該当するとして、開示しないと決定したことは妥当である。

しかし、実施機関が、本件非開示情報のうち、その余の情報について、条例第8条第5号に該当するとして、開示しないと決定したことは妥当でない。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
12 . 2 . 29	諮問を受けた。(諮問第87号)
13 . 1 . 26 (第145回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 2 . 16 (第146回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。 実施機関(教育庁高校教育課及び高校改革推進室)から非開示理由等を聴取した。
13 . 3 . 16 (第147回審査会)	事案の審議を行った。 実施機関(教育庁高校改革推進室)から非開示理由等を追加聴取した。
13 . 4 . 17 (第148回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 5 . 15 (第149回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 6 . 19 (第150回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 7 . 10 (第151回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 7 . 25 (第152回審査会)	事案の審議を行った。